

令和7年度（2025年度）第3回宗谷圏域障がい者が暮らしやすい地域づくり委員会議事録

1 日 時 令和8年（2026年）2月2日（月） 14:00～15:30

2 場 所 宗谷合同庁舎別館2階 6号会議室及びオンライン（Zoom）

3 出席者 別添「出席者名簿」のとおり

4 議 題 別添「次第」のとおり

5 資 料 別添のとおり

6 挨拶、出欠報告等

(1) 挨拶

大河内社会福祉課長より開会の挨拶を行った。

(2) 出欠報告

佐々木委員の欠席を報告した。

(3) 大谷推進員が急遽欠席のため、議事の進行を大河内社会福祉課長が代理で行う旨報告した。

7 議事

(1) 地域課題の解決に向けた取組の状況について

資料1から資料4により事務局から説明、就労継続支援事業所等PR動画を再生した。

〈大河内課長〉

ただいまの説明についてご意見・質問等ございますか。

（意見・質問なし）

〈大河内課長〉

北海道障がい者条例のパネル展につきましては、毎年実施しているものではありませんけれども、今年初めて浜頓別町で開催したこと、それから市内においては図書館で開催できなかったため、初めてキタカラで開催したということになります。来年度まだ計画は立てておりませんが、おそらく何らかの形で同じようなものを開催すると思いますが、開催するにあたって、例えば、稚内市内で必ず1ヶ所やっていますけども、開催場所についてどこがいいのかなど、次の委員会のときに皆さんのご意見等いただければと思っています。

あと、イベント等への参加ということで、今回、まだ予定ですが、説明した2月15日から、『学びあいフェスタ in 稚内 2025 生涯学習フェスティバル』という行事に参加させていただくことになりました。他にも我々が把握していない行事とかイベントが恐らくあるでしょうから、今後参加できるものについては、参加していければと思っています。

図書館での障がい福祉関係図書の展示について、昨年度から初めて市内の小中学校へ、学校図書室での展示の働きかけをさせていただいて、今年も引き続きという形でやっています。稚内中学校以外、お願いした全ての学校で協力いただけたということで、来年度以降恒例の事業・行事というふうにしていければいいのかなと思います。

動画につきまして、普通に見る分にはですね、きちんと再生できていたのですが、ZOOMを介するとうまく動かなかったようですけども、一応、私が見る限り綺麗に繋がっていると確認しておりますので、そこは皆さんご安心いただければなと思っています。一応これをもってですね、PR動画はひとまず完成と考えております。ただこの先ですね、新たな事業所が開設されたり、内容を変えたいというようなことがあれば随時、修正していくという形になるかと思っております。この動画をですね、8月の「ふくしのお祭り in 北地区」でも放映しております。今後もできる限り活用していきたいと思っております。来年度以降、その活用方法についても皆さんのご意見いただきながら有効活用できればと思います。

以上で議題の（1）になりますけど、よろしいでしょうか。

（2）委員からの意見を受けての対応について

（事務局及川）

障害福祉サービスの充足状況の確認の関係で、障害福祉サービス事業所の定員数と利用者数の比較だけではなくて、事業所から提出される現況報告書をもって現在の職員配置数を確認して、実際に受け入れ可能な利用者数を把握してはどうかというご意見があったことについてです。

資料5をご覧ください。宗谷管内の障害福祉施設・サービス事業所の一覧でありまして、定員数のみ記載したものとなっておりますけども、口頭で説明をさせていただきます。まず就労継続支援B型事業所は、市内に4つありますけども、この定員数を合計すると130になるのに対して、前年度の利用実績は、合計で約140となっております、定員を若干上回るような利用者数の状況となっております。生活指導員等の職員の人数としては、利用者6人に1人という基準がありますけども、それを上回る職員数の配置になっております。

稚内市以外の自治体にあるB型事業所も4つありますが、事業所によっては定員いっぱいの利用者数になっているところもあるものの、平均すると、稚内市以外の事業所については概ね定員数より少ない利用実績となっております。ただし、職員配置の数としては、概ね設定している利用定員数に対する人員基準の職員数を上回る職員数が配置されておりました。

それから生活介護ですけども、8事業所あるのですけども、生活介護の方は事業所によっては定員数を下回る、定員数より少ない利用実績になっており、職員数もその利用者数に見合った数の職員配置となっているところもあり、もし定員数いっぱいの利用者があったとしたら、それを賄うだけの職員数にはなっていない事業所も確かにございました。ただ、全体的にはほぼ利用定員数に対応する基準職員数以上となっておりますことを報告させていただきます。

以上のことから、事業所によって若干違いますけども、管内全体としては、概ね利用定員数に見合う職員数は配置されていることをお伝えしたいと思います。

それからもう1つ、就労以外の、日常過ごすことができる、地域活動支援センターを

はじめとした、余暇活動であるとか文化活動であるとか、スポーツ活動で障害のある方が参加できるものの、情報を集約してはどうかというご意見の関係ですけれども、前回の委員会でご意見のありました、地域生活支援事業の各市町村の実施状況の取りまとめとあわせて、来年度に整理をさせていただきたいと思っておりますのでよろしくお願ひしたいと思ひます。以上になります。

〈大河内課長〉

今の説明についてご意見、ご質問等ありましたらご発言をお願いします。

〈菅原委員〉

1つ気になったのが、多機能型事業所に関しては合算の定員数になっていますよね。例えば就労継続支援と生活介護の多機能型事業所の定員 20 というのは就労継続支援と生活介護合わせて 20 ということですね。それをそれぞれ定員 20 で計上すると、ダブルカウントになってしまうのではないかと。先程の説明で事業所によって違う旨の説明がりましたが、多機能型事業所で定員数の計上のしかたに違いがあることもあるのでは。(多機能型事業所である) ノース工房の場合は、就労移行支援の定員が 6 で、就労継続支援 B 型が 30 名と、分けて計上されている。他の多機能事業所はどうなっているかを確認してあるのでしょうか。興味あるので、その確認結果を踏まえてですね、もう 1 回結果をちょっと補正していただいて、見せてもらいたいと思ひます。

〈大河内課長〉

わかりました。この資料は北海道の方で公表しているデータを使って、一般に公表されているデータなので、基本的には間違いないのかなと思ひますけれども、確認させていただいて、修正等あれば、報告させていただきます。

その他、何かございますでしょうか。

今、菅原委員からご意見あったものではできれば次の委員会のときに状況報告させていただければと思ひます。

また、今事務局の方から説明ありましたとおり、余暇活動、地域活動支援センターの状況、あと地域生活支援事業の実施状況等についてはちょっと大変申し訳ないのですが、今年度手をつけることができなかつたので、来年度の事業として検討させていただきたいというふうに考えておりますので、ご理解いただければと思ひます。以上で、議題の(2)についてもよろしいでしょうか。

8 その他

(1) 非公開

(2) その他意見交換等

〈大河内課長〉

それでは、本日の報告事項等については以上になります。全体を通して、またはそれ以外でも、何かご意見等ありましたらお願いします。

〈菅原委員〉

ちょっと気になっていたのを確認させていただきたいのですが、この委員会、それ

から虐待とか差別に関する通報に関して、対象事案について確認したいのですが、通常であれば、例えば障がい福祉サービス事業所を利用していたときに、支援員から虐待を受けたとか、それからどこか、働いているところの使用者から虐待を受けたとか、そういったことが基本になっていると思うんです、虐待に関しては。

私すごく気になっていたのは、学校のいじめのように、利用者が利用者をいじめること、これってないのかなと前から不思議に思っていますね、現実あるだろうと思っているのですが、まずはこういう委員会とか、虐待通報の流れの中で、一つのジャンルとして、使用者とか支援者ではなくて、学校でいうところの同級生や、同僚であったりとか、一緒に働く仲間であったりとか、そういった人たちに、暴力的なことはもう明瞭ですけども、例えば心理的な虐待で「ここに来るんじゃねえよ」とか、入所施設であれば「出て行け」とか、「死んでしまえ」とか。例えば心理的虐待を受けた者が通報していいのか、それを目撃した事業者の方が通報してもいいのか、そこら辺をですね、ちょっと確認したいなと思ったんです。

いろいろな虐待に関しての研修を受けてもこの部分が抜けてしまっている。どんどん利用者さんたちもスマホを持ったりとか、情報に関してはもう健常者並の情報とかになっているので、下手をしたら、SNSによる、投稿によるいじめなんかもすでに出てきているのかもしれない。それが全然現れてきてないんですよ。ですので、そこら辺のことですね、ひょっとすると事業者はそういうものを黙認して、逆に言うと通報すると自分たちに不利になるんじゃないかとか、自分たちで解決すべきことじゃないかっていう、誤解しているのもあるのかもしれないんです。学校でいうところの教育委員会が知られるときに、自分たちの中で解決しようとしてしまっている。でも結果的にいじめられている子供、障がい者がその事業所を去っていくっていう形で、いじめた側は残って、いじめられた者が去るという形で成立してしまっている。そこら辺のこともですね、権利擁護という部分で、私は取り扱っていい事案じゃないかなと思っているんです。そこら辺、道の見解を仰がないとだめな部分もあるかもしれませんが、ぜひとも、そこら辺に着目する、それからもしそれが通報の流れとしていいのであれば、事業所に対してもそれをきちんと、利用者が利用者をいじめたとき、それから虐待をしたときも通報の事案なんだよということを明言していただきたいなと思います。よろしくお願ひします。

〈吉川コーディネーター〉

障害者虐待の定義として、施設の職員、親、使用者の場合が虐待というふうになっていて、利用者間の部分では、きっと苦情解決とか、そちらの方で事業指導係も対応しているのかなというようなどころではあるんですよ。ただ、利用者同士の声、今回すごく皆さん率直な意見を出してくれたように、やっぱりそこもすごく重要だと思いますし、その辺りでは、丁寧に声を拾って行って、どうやったらそれがこう、解決というか、権利侵害されているということがないようにするというのは大事なかなというふうには思いました。今ちょっと、細かくはお答えできないのですが、定義としてはそのように

なっていたかなというところ。

〈大河内課長〉

確定的なことをお伝えできないですけども、まず利用者同士の権利については、利用者がその事業所側から守られるもの、そういう契約。逆に事業者からすれば、利用者が安心して作業や生活ができる環境を整える義務があるはずですので、まず一義的にはそこなのかなと。ただ、そういうことが残念ながら起きてしまう場合もあると思うので、そういった場合は、今、コーディネーターから話があった様に、事故案件になってくるのかなと。そうなった場合、事故報告というところが出てきて、それで事業所なり施設なりで解決できないのであれば、指定権限のある市なり振興局なりが出ていくという流れになるのかなと思います。

ただ、この委員会については、障害者虐待防止法だけに縛られているわけではないので、相談を受けることはできるのかなと思っています。委員会は条例で運営していますので。権利が侵害されている場合は、結果的にどんな動きをするかは、話を聞いて、調査をして決めていくことになると思うんですけども、相談を受け付けする窓口にはなり得るのかなとは思っています。

〈菅原委員〉

わかりました。事業所の苦情解決というと、圧倒的に事業所に対しての苦情というのが中心であって、いろいろな研修とか講演でも、利用者間の問題を苦情解決という形で取り上げるということがない。逆に言うと、利用者さんたちも知らないケースが多いんですね。私に対して苦情があったとしても、利用者同士の問題も私に上げてくるというのは想定してない。だとしたら、そこら辺のことを、苦情解決の中でそういう取扱いもあるんだよということを、何らかの形で周知させる必要があるのかなと思います。

それと、さっき事業所の中で解決できなかったときに、市町村であったり、この委員会（で扱うという話）。圧倒的に、そういうふう（利用者同士の問題）になったら事業所で解決できないと思っています。両方ともお客さんですからね、いじめる方もいじめられる側も。ただ、私もさっき言った、いじめられた側が去るという形で解決するのが圧倒的になってしまうので、この問題、表に出てきてないんです。だけどそれが本当にいいかどうか。これ私、権利擁護ということを考えたときに、何かしっくり落ちてないなと思って。少なくとも、どこがこれを所管するのかとかでなくて、そういうことがある、それがどういうふうな実態があるのかということ、早急に道あたり動くべきことだと思っています。たまたま重大な事件に繋がってないだけで、ひょっとしたらあるのかもしれないですけど、きちんと遺書なんか残せないから事実関係は分からないまま。ただ、いずれにしても私、これは早急に取り組んでいかないといけない事案だなと思っています。是非とも機会ありましたら、本庁の方に意見を挙げていただけたらなと思います。

〈大河内課長〉

事務局の方でこの委員会の実施状況などを本庁に報告する機会もありますし、それ以外も連絡はできるんですけども、年度当初などにも本庁障がい者保健福祉課とのテレビ

会議などもありますので、そういった機会に、意見が出ていることを伝え、ちょっとすぐ動けるかどうか別としてですね、声を上げていきたいなというふうに考えております。事務局として対応できる部分については対応させていただこうと思います。

その他何かございませんでしょうか。

〈保村委員〉

今の虐待防止に関する事で、以前から思っていて、豊富町内の事業所なんかでも必要性があるかなというふうにはずっと感じてきていたことなのですけれども、周りで関わっている者の1人として、私もやっぱりちゃんと何が虐待に当たるのかとか、差別に当たるのかというのを常に意識してなきゃいけないなとは思って業務に当たっているのですけれども、例えばその事業所を利用されている、利用者さん、一人一人、力は違うとは思いますが、定期的に利用者さんたちの中でも、これってどういうことなのかっていうのを、学習する機会っていうのは必要なかなというふうに感じます。

また学校なんか、障害者差別、障害者虐待防止法が入れる枠からちょっと除かれているところはあるのですけれども、人権擁護の中でも活動しているかなと思いますので、何か意識っていうのをみんなそれぞれ必要なのではないかなというふうに思っています。

周りだけが、サポートする側と呼ばれる人たちだけが意識するものでもなく、利用者さん一人一人にもそういう学習の機会っていうのが必要なかなというふうに思っています。以上です。

〈大河内課長〉

はい、ありがとうございます。とても貴重な意見だと思います。我々も実はそれは感じているところです。今、こうします、こうやっていきますと、この場では申し上げられませんが、来年度に向けてですね、やらなければいけないこともあるのかなと思っておりますので、その辺、来年度の1回目の委員会になるかと思っておりますけども、ちょっと事業としてですね、こういうことをやればというようなことも提案できれば思っている部分もありますので。

実は出前講座というのがありまして、委員会がその機能を持っているようなのですが、僕らちょっと認識がなかったのですが、我々も気づいていなかったので大変申し訳ないのですが、来年度以降ですね、出前講座というものを事業化できるのかどうか検討し、ただ、事業化するにも、大変申し訳ないのですが、なかなかですね、我々もこの委員会だけではなくて他の業務もあるものですから、次々に出前講座に入ってくれと言われても、たぶん事務局だけでは対応できないです。ですので、やり方を検討して、もし事業化するにしても、どういうふうやっていくか、事務局だけで賄えないとすれば、大変申し訳ないのですが委員の皆様にご協力いただいでですね、講師を務めていただくとか、そういったことも含めて少し考えたいと思っておりますので、ちょっとお時間いただきたいなと思っておりますので。

その他何かございませんでしょうか。

開米委員、何かありませんでしょうか。

〈開米委員〉

特にはないのですが、動画作成が大変時間がかかってしまいまして、皆さんにご迷惑おかけしまして、お詫び申し上げたいと思います。今後も広く、皆さんに見ていただければと思っています。ありがとうございます。

〈大河内課長〉

どうもありがとうございます。他に意見もないようですので、議事の方は終了とさせていただきます。事務局に返します。

(閉会)